

学用品購入費

- 〈支給対象者〉 第1区分、第2区分
- 〈支給対象となるもの〉 学校での授業や日課等で必要であるための購入したもの
学校生活のために別途購入し、常時学校において使用しているもの
- 〈支給対象とならないもの〉 日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品名	備考
○支給対象	学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	
		紅白帽	
		スキー	スキー学習用
		冬用帽子	スキー学習用
		冬用手袋	スキー学習用
	実験・実習等の材料・作業	作業用長靴	
		作業用スモック・エプロン	
		作業用軍手	
		工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副読本等	ワークブック	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
		練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外

(ア. 学用品購入費のつづき)

○ 支給対象	その他	給食用エプロン・スマック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		上靴	
		歯磨き指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
		遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スマック等の材料(布・ボタン等)	
		品名	備考
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		着替え用衣服・下着	学校に予備として置く衣服も対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		補装具・車いす	
		眼鏡・補聴器等	

イ.通学用品購入費

〈支給対象者〉 第1区分、第2区分

〈支給対象となるもの〉 学校へ通学するため通学用として購入した通学用品

〈支給対象とならないもの〉 日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品名	備考
○ 支給対象	通学用靴	通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		手袋・マフラー	
	上着類	ジャンパー	
		コート	
	その他	かばん・リュック	
名札			
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣類	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		着替え用衣服・下着	
		補装具・車いす	
		眼鏡・補聴器	